第107号議案

会館施設等の使用料及び手数料の見直しに伴う産業環境部関係条例の整備に関する条例の制定について

会館施設等の使用料及び手数料の見直しに伴う産業環境部関係条例の整備に 関する条例を次のように定めるものとする。

令和6年11月29日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

会館施設等の使用料及び手数料の見直しに伴う産業環境部関係条例の整備に関する条例

(豊川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正)

第1条 豊川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成5年豊川市条例 第36号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前				
別表(第24条関係)			月	別表(第24条関係)				
名称	取扱区分	金額			名称	取扱区分	金額	
1~3 (略)				1~3 (略)				
4 し尿等処	(略)			4	し尿等処	(略)		
理手数料					理手数料			
				5	<u>犬、猫等</u>	犬、猫等の死	1匹につ	
					の死体処	体を市長が指	<u>き210円</u>	
					理手数料	定する施設に		
						自ら搬入して		
						処理する場合		
				<u>6</u>	<u>最終処分</u>	<u>不燃ごみその</u>	<u>10 キログ</u>	
					場処理手	他市長が認め	ラムにつ	
					<u>数料</u>	<u>るものを市長</u>	<u>き20円</u>	
						が指定する施		
						設に自ら搬入		
						して処理する		
34.7.1					al-) .	場合		
<u> 5</u> 刈草・剪	(略)			<u>7</u>	刈草・剪	(略)		
定枝処理					定枝処理			
手数料					手数料			

備考

- 1 2の項、3の項及び5の項 に掲げる一般廃棄物の排出量が10キロ グラムに満たないときは、これを10キ ログラムとする。
- 2 (略)

備考

- 1 2の項、3の項、6の項及び7の項 に掲げる一般廃棄物の排出量が10キロ グラムに満たないときは、これを10キ ログラムとする。
- 2 (略)

(豊川市ふれあい交流館条例の一部改正)

第2条 豊川市ふれあい交流館条例(平成17年豊川市条例第53号)の一部 を次のように改正する。

改正後 改正前

第6条 交流館のうち浴室

(利用の許可)

を利用しようとす る者は、指定管理者の許可を受けなければ ならない。その許可を受けた事項を変更し ようとするときも、同様とする。

2 (略)

(利用の不許可)

- 第7条 指定管理者は、次の各号のいずれか に該当すると認めるときは、浴室の利 用を許可しない。
 - (1) (略)
 - (2) 施設又は附属設備を毀損するおそれ があるとき。
 - (3)~(5) (略)

(利用権の譲渡等の禁止)

下「許可利用者」という。) は、浴室 を利用する権利を譲渡し、又は利用の許可 を受けた施設を転貸してはならない。

(利用者の義務)

第10条 (略)

は、前項に規定する義務のほか、誠実にそ の権利を行使するとともに、第6条第2項 の規定により許可に付けられた条件に従う 義務を負うものとする。

別表 (第12条関係)

(利用の許可)

第6条 交流館のうち研修室及び浴室(以下 「許可施設」という。)を利用しようとす る者は、指定管理者の許可を受けなければ ならない。その許可を受けた事項を変更し ようとするときも、同様とする。

2 (略)

(利用の不許可)

- 第7条 指定管理者は、次の各号のいずれか に該当すると認めるときは、許可施設の利 用を許可しない。
 - (1) (略)
 - (2) 施設又は附属設備をき損するおそれ があるとき。
 - (3)~(5) (略)

(利用権の譲渡等の禁止)

第9条 第6条第1項の許可を受けた者(以 第9条 第6条第1項の許可を受けた者(以 下「許可利用者」という。) は、許可施設 を利用する権利を譲渡し、又は利用の許可 を受けた施設を転貸してはならない。

(利用者の義務)

第10条 (略)

2 許可利用者は、浴室 の利用に際して 2 許可利用者は、許可施設の利用に際して は、前項に規定する義務のほか、誠実にそ の権利を行使するとともに、第6条第2項 の規定により許可に付けられた条件に従う 義務を負うものとする。

別表(第12条関係)

利用者の区分	使用料			
中学生以上	1人1回につき	700円		
中子生丛上 	1回利用券11枚	7,000円		
幼児(満3歳	1人1回につき	350円		
以上)及び小 学生	1回利用券11枚	3,500円		

備考

- 1 1回とは、利用する日の入場から退場までとする。
- 2 利用者が障害者基本法(昭和45年法 律第84号)第2条第1号に規定する障害者で、次に掲げる手帳のうちいずれかの交付を受けたものである場合は、 当該利用者の使用料及びその者が浴室を利用する際に介護等を行う者として市長が必要と認めた者の当該介護等を行うときの使用料は、この表に規定する使用料の額の2分の1の額(10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)とする。
 - (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法 律第283号)第15条に規定する身体 障害者手帳
 - (2) 厚生労働大臣の定めるところに より交付された療育手帳
 - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に 関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健 福祉手帳

利用者の区分	使用料	
中学生以上	1人1回につき	620円
中子生以上 	1回利用券11枚	6,200円
幼児(満3歳	1人1回につき	310円
以上)及び小 学生	1回利用券11枚	3,100円

備考1回とは、利用する日の入場から退場までとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の豊川市ふれあい交流館条例別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に豊川市ふれあい交流館 (以下「交流館」という。)を利用する者について適用し、施行日前に交流 館を利用する者については、なお従前の例による。

3 施行日前に受けた利用の許可により交流館の1回利用券11枚を交付され た者であって、施行日以後に当該利用の許可に基づき交流館を利用するもの については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、会館施設等の使用料及び手数料の見直しに伴い、利用者負担の適正化を図るため、産業環境部が所管する施設の使用料を改定するとともに、所管する事務の一部の手数料を廃止し、併せて所要の規定の整備を行う必要があるからである。